



# 衆議院憲法調査会ニュース

H16.4.2 Vol.71

第 159 回 国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

## 4月1日に開会された小委員会

基本的人権の保障に関する調査小委員会

(山花 郁夫小委員長(民主))

統治機構のあり方に関する調査小委員会

(鈴木 克昌小委員長(民主))

## 基本的人権の保障に関する調査小委員会(第3回)

〔テーマ〕公共の福祉(特に、表現の自由や学問の自由との調整)

参考人：

松本 和彦君(大阪大学大学院高等司法研究科教授)

質疑者

平井 卓也君(自民) 笠 浩史君(民主)

太田 昭宏君(公明) 山口 富男君(共産)

土井たか子君(社民) 松野 博一君(自民)

園田 康博君(民主) 船田 元君(自民)

質疑終了後、自由討議

### 松本和彦参考人の意見陳述の概要

#### 1.はじめに

人権と公共の福祉の関係を巡る争いは、問いの立て方を巡る争いだった。通説的理解によると、「人権」対「公共の福祉」の「二項対立図式」により問題設定をする。ここでは、議論を明確にするために、次の二つの問いを立てることとする。

#### 2.「問1」 人権は公共の福祉によって制限できるのか

(1)「問1」に対して最高裁は、チャタレイ事件判決において、基本的人権といえども絶対無制限ではなく、公共の福祉によって制限されると判示した。

(2)学説もおおむねこれを肯定的に受けとめたが、若干の異論がある。それは、「二項対立図式による問題設定」そのものが正しいのかという点である。例えば、脅迫罪や詐欺罪は刑法上処罰されるが、そもそも「脅迫の自由」「詐欺の自由」などというものが憲法上保障されており、それが公共の福祉によって制限されるなどということがあり得るのか。人権・非人権をきちんと区別しないと、人権ならざる行為を公共の福祉によって制限するというおかしな構造になる。

しかし、人権・非人権の区別をする際には、人権をどのように定義するかによって保障される人権の範囲が決まるということになりかねず、慎重

な検討が必要である。例えば、かつて最高裁は、「名誉毀損的表現の自由」は表現の自由の保障の範疇に入らないとしていたが、後に、表現の自由の範疇に入るけれども他の人権との調整が必要になるとして態度を変更した。

したがって、脅迫や詐欺のように憲法上の権利の行使とはいえない表現行為はあり得るが、一見して明らかに憲法の保護を受けることのない表現行為だけを憲法上保障される人権の範囲から除外すべきであり、疑わしい場合には憲法上の権利と推定すべきである。

#### 3.「問2」 人権を制限する公共の福祉とは何か

(1)この問題に対しては、最高裁による正面からの回答はなく、個別事例ごとのアドホックな回答にとどまっている。

(2)さらに、近年では、問2のような問題の立て方自体されなくなっている。すなわち、公共の福祉と人権との調整は微妙な作業であって、「公共の福祉とは何か」を問うだけでは済まず、「公共の福祉と人権との相互調整の方法はいかにあるべきか」へと問いが転換しつつある。これについては、「公共の福祉による人権制限」という「二項対立図式」の問いを「正当な『目的』を達成するための正当な『手段』による規制はどうあるべきか」の問いへと立て直すことにより、細やかな検討を可能にし、公共の福祉を重視しつつ人権を尊重することが可能になると考える。

(3)まず、規制「目的」が正当であるか否かが問題となる場面として、他者の人権との調整という観点からは、名誉権を保護法益とする名誉毀損処罰などが挙げられ、他者の人権に還元できない公益の保護という観点からは、性的秩序・最小限度の性道徳の維持のためのわいせつ文書規制などが挙げられる。ただ、規制「目的」が抽象的なままではそれが正当であるか否かの判断ができないため、極力、「目的」の明確化・特定化を図る必要がある。

(4)規制「手段」が正当であるか否かについては、まず、検閲は憲法上禁止されているため、検閲という手段をとるだけで正当性を失うことになる。その他、手段の目的有用性、手段の必要最小限度性、得られる利益と失われる利益の均衡などにより規制「手段」が正当であるか否かの判断を行うべきである。

#### 4.おわりに

それでは、だれがこの「問い」に答えるのか。憲法定権者(改正権者)を別にすれば、議会、行政及び裁判所が想定されるが、従来、学界での議論は裁判所における人権と公共の福祉の調整が中心的だった。しかし、私は、議会こそが人権と公共の福祉の調整を「法律の形式」で行うことの意義を特に強調したい。

公聴会は、5月12日(水)及び13日(木)午前9時から開催されます。

ホームページ [http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kenpou.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm)

### 松本和彦参考人に対する質疑の概要

#### 平井卓也君(自民)

- ・表現であればすべて「表現の自由」という憲法上の保障が得られるものではないことは理解しているが、どのような表現までが表現の自由で保障されるのか。
- ・新聞・雑誌といった出版物に対する規制が、放送に対する規制と比べて緩やかであることについて問題はないか。私は、新聞と放送との間に技術面や社会的影響力に顕著な差異はなく、放送に対する規制緩和を図るべきであると考えているが、その際に検討課題となる事項について伺いたい。
- ・裁判所による出版差止めの仮処分手続は、どのような基準によってなされるべきか。
- ・インターネットによる表現の拡大によりプライバシー侵害など人権に関する問題が引き起こされているが、こうした現状が憲法学の議論に与える影響について伺いたい。また、これらの表現に対する規制を審査する場合、従来の表現の自由に対する規制と比して、どのような違いをもたらす得るか。
- ・「法律の留保」について、(a)人権制約原理の中における意義、(b)日本における議論の状況、について伺いたい。
- ・参考人は、人権制約における議会の役割を重視するが、一方で議会制民主主義の現状や多数決への批判もある中、議会はどのような役割を果たすべきか。

#### 笠浩史君(民主)

- ・「週刊文春」の出版差止め問題において、裁判所は、「公共性」「公益性」「被害の重大さ・回復の困難さ」の三つの観点から判断を下しているが、これらの基準だけで十分であるかについて伺いたい。
- ・「週刊文春」を始めとするプライバシー権と表現の自由を巡る問題において、プライバシー権を憲法上明記しなければ、これらの問題に対する判断に困難を来すのではないかと考えるが、いかがか。
- ・参考人は、公共の福祉についての判断は第一に議会が行うべきとし、「議会の役割」について強調されたが、私も同感である。しかし、プライバシー権など具体的な条文を憲法に明記しなければ、議会は適切な判断を下せないと考えるが、いかがか。
- ・現行憲法における人権規定は、グローバル・スタンダードに照らして十分であるか検討する必要がある。もし必要とあれば、議会がなし得る人権制限の範囲の基準を示すという観点からも、具体的な人権規定を憲法に明記すべきではないか。

#### 太田昭宏君(公明)

- ・憲法制定当時と比べて、人々がより多くの言葉を用い表現を行う情報通信社会である現代・将来においては、それぞれの人権が広く保障されるべきであると考えており、人権規定をより鮮明にバランスよく憲法に明記することが大事だと考えるが、いかがか。
- ・これまで、司法による認定によって「新しい人権」がようやく誕生してきたという段階であったが、今後は、それらの「新しい人権」に係る立法措置が増加していくことが予想される。

ゆえに、そのような立法措置を行う根拠として、憲法上に「新しい人権」の具体的な規定を設けるべきであると考えているが、いかがか。

- ・私は、プライバシー権を加える一方で、表現の自由を強化するというように人権規定のバランスを考慮しつつ、具体的な人権規定を明記していくことが大事であると考えているが、いかがか。
- ・人権の分野においては、「権利」でも「義務」でもない第三の軸としての「責任」という観点からの規定が必要な時代になりつつあると考えているが、いかがか。

#### 山口高男君(共産)

- ・日本国憲法の人権カタログは豊富であると参考人は指摘したが、これは明治憲法下において基本的人権を認めなかった反省に根ざしているといえるか。
- ・環境権などは、13条や25条を根拠に判例法理や憲法学界などで認められてきた。このような社会の発展における運動の中で、日本国憲法の人権は豊富になってきたと考えるが、いかがか。
- ・初期の判例では「公共の福祉」は、人権の制限論として機能したが、近年、最高裁も人権間の相互調整論と理解するようになったのか。また、この点における学界の通説的見解はどうか。

#### 土井たか子君(社民)

- ・人権は、本来普遍的なものであって制約を受けてはならないことを認識しなければならず、人権が衝突した場合に国家がこれを調整するための概念が「公共の福祉」であり、国家権力のために人権を制限することはあってはならないということが根本にあると考えるが、参考人は公共の福祉についてどのように考えるか。
- ・人権を制約する根拠は「法律」でなければならないが、違憲の疑いのある内閣法5条により非常に多くの閣法が提出されている。国会を「唯一の立法機関」と定める41条からすれば、人権を保障するための立法は、本来議員立法を貫いていかなければならないと考えるが、いかがか。
- ・97年4月、在日米軍の用に供する土地等の使用又は収用について規定する改正米軍基地駐留軍用地特措法が成立した。政府は公共の福祉の観点から財産権を制限するものであると説明しているが、その公共の福祉の内容は何かと考えるに日米安保条約の維持と考えざるを得ない。しかし、同法が、9条との関係から「土地を収用し、又は使用することのできる事業」のうち「軍事」を挙げていない土地収用法の特例法であるという点において憲法の平和主義に反するのみならず、日米安保条約の維持による基本的人権の保障の制限という点においては条約優位説に立っていることにもなってしまう。この点を参考人はどのように考えるか。

#### 松野博一君(自民)

- ・環境権やプライバシー権などが最近議論されるようになったが、それらは、もともと日本国憲法の条文の精神の中に存在していたものか。もし、日本国憲法の精神の中に想定されていない人権、例えばプロダクトの権利などが憲法上、付加されていくのであれば、どのような承認過程を経ていくのか。
- ・本来、不可侵である人権を制約する「公共の福祉」の内容が時代ごとの価値観により影響を受けるといえる点についてどのように考えるか。

**園田 康博君(民主)**

- ・「二重の基準」論は、人権に価値の序列を与えることになるのではないかと考える立場からは、「二種の基準」として捉えるべきと考えるが、いかがか。
- ・昭和50年の薬事法距離制限条項違憲判決は、「二重の基準」の中間基準として「厳格な合理性」という判断基準を付加したものと考えるが、いかがか。
- ・表現の自由の射程は、知る権利から始まる情報流通の全過程であるとされるが、知る権利の意義、本質及び限界については明確化する必要があると考える。知る権利を憲法上に明記する場合、どのような位置付けで、その自由権的側面と受益権的側面を憲法典に組み込むことができると考えるか。

**船田 元君(自民)**

- ・「公共の福祉」は、12条及び13条の包括規定に明記されているほかは、経済的自由に関する22条及び29条に明記されたのみで、精神的自由権に関する規定については、これが「脆弱な権利」であるがゆえに公共の福祉が明記されなかったという憲法制定時の配慮があったと理解してよいか。
- ・報道の自由に対する規制については、一般に、プリント・メディアには緩く電波メディアには厳しいと理解されている。放送法制定時、放送の主体はかなり限定されていたが、現在では放送媒体の拡大によりかなり増加していることから、規制を緩めるべきではないかとの議論がある一方、奔放なプリント・メディアの規制を強化すべきではないかととの議論もある。このような議論について、参考人の見解を伺いたい。
- ・昨今のサイバー・スペースの拡大と通信の秘密との関係においては、通信は1対1の間で行われるものという従来の概念が、技術の発達によって多対多の間で行うことも可能なものになってきており、それに伴って通信の秘密の概念も質的に変化してきていると考える。このことにかんがみれば、「通信の秘密」の規定については、表現を改める必要があるのではないかと考えるが、いかがか。

**自由討議における委員の発言の概要(発言順)****船田 元君(自民)**

- ・人権の規制を行うに当たっては、放送・報道・通信など「送り手」によって規制の強弱を判断するのではなく、どの人権が守られるべきかという観点に重きを置いて判断すべきとの参考人の意見は、非常に示唆に富むものであった。
- ・「学問の自由」においては、最近の生命科学の発展に伴い、人間の尊厳や生命・健康に対する危害の発生が予測され、公共の利益が重要視されなければならない事態が起り得る。ゆえに、公共の福祉、公共の利益をいかに守るべきかという観点から、今後、注意深く議論していく必要がある。
- ・地域レベルにおいて、市民の安全・秩序保持のためのポイ捨て禁止や監視カメラの設置などの公共の福祉のための施策と市民の人権との間のせめぎあいの状況が生じていることに注目している。私たちはこれを現代的な問題として捉え、公共の福祉の保護と人権の維持に関して、公共の福祉を広く実効的に認める方向で議論することが大事である。

**園田 康博君(民主)**

- ・23条の「学問の自由」は、「大学の自治」の制度的保障も含んでいるなど深く捉えることのできる自由であると考えられているが、明文による規定がないため、近時、「大学の自治」の議論はトーンダウンしているように思われる。
- ・「大学の自治」について、例えば、大学と警察権との管轄権の問題、大学人の言論活動の自由なども含めて、積極的に議論を深めていく必要があると考える。
- ・大学と警察権との管轄権の問題や大学自治の主体など「大学の自治」を巡る問題は、憲法解釈上の混乱をもたらしたものである。それらの混乱予防の観点からも、「大学の自治」を憲法に明記するのであれば、(a)大学人としての研究教授の自由、(b)人事と研究・教育の方法・対象・内容、(c)施設管理と財政処理の自律権について、明記することを検討すべきである。

**小野 晋也君(自民)**

- ・原子爆弾の開発から生ずる生存権の侵害、情報技術の進歩によるプライバシー権の安易な侵害など科学技術の発展がもたらす人権侵害という視点から、学問・研究の自由は無制限に認められるものかどうか議論していく必要がある。
- ・権利侵害に関しては、法律で人権制限の議論を行うべきとの参考人からの指摘があったが、さまざまな権利が主張される現代においては、法律という形での権利調整は非常に困難であり、実際に可能であるか疑問である。
- ・現実では司法によって権利調整が行われているが、司法による煩雑な手続を経ないと権利調整ができないのは問題であり、より簡明に調整できる仕組みを社会に組み込む必要性が生じつつある。
- ・公人と私人の基準が曖昧だと個人の権利が侵害されるおそれがある。その論点の一つとして、私的活動が公人として扱われることにより、プライバシー権が侵されることが許されるかどうかという問題がある。

**土井 たか子君(社民)**

- ・今まで、「公共の福祉」と「秩序維持」が混同されていたが、両者はまるで違う。行政の側からは、人権に対する規制こそが「秩序維持」であると捉えるが、参考人の話を伺い「公共の福祉」とは、人権そのものと矛盾せず、人権をいかに尊重していくのかという概念であるということがはっきりした。
- ・このところ調査会において、「改憲する必要はなく、憲法を的確に理解し、これを活かしていく不断の努力こそが必要である」という多くの参考人の意見を伺い、このような参考人の意見を尊重していくことこそが大切であると感じている。

**中山 太郎会長**

- ・憲法制定当時からすると、科学技術は大きな進展をとげ、社会に大きな影響を与えつつある。現在、理系出身の裁判官は8名しかいないなど、憲法判断をする裁判所の能力に大きな問題を投げかけている。
- ・本日は、「科学技術の進歩と憲法」について立法府が考えていかなければならない必要性を改めて痛感した。

公聴会は、5月12日(水)及び13日(木)午前9時から開催されます。

## 統治機構のあり方に関する調査小委員会(第3回)

〔テーマ〕財政(特に、国民負担率の問題を含む  
社会保障の財源問題、国会による財政統制)

参考人:

碓井光明君(東京大学大学院法学政治学研究科教授)  
広井良典君(千葉大学法経学部教授)

質疑者

永岡 洋治君(自民) 玄葉光一郎君(民主)  
斉藤 鉄夫君(公明) 山口 富男君(共産)  
土井たか子君(社民) 森山 眞弓君(自民)  
津村 啓介君(民主) 岩永 峯一君(自民)

### 碓井光明参考人の意見陳述の概要

#### 1. 国民財政主義

- ・ 国民主権主義の一環としての国民財政主義の実現方法には多様な方式がありうるが、国会による財政統制が最も活用しやすい実現手段であり、そのためには国民に対する十分な財政情報の提供が行われることが必要である。
- ・ 国民の意思が「納税者としての国民」と「歳出圧力を加える国民」とに分裂している中で、これまで公債や財政投融资等、痛みを伴わない仕組みを活用してきたが、国民が痛みを実感できる仕組みに転換する必要がある。

#### 2. 財政をめぐる憲法と法律との関係

- ・ 財政に関してどの程度憲法に規定すべきかについては、複数年度予算、バランスシートの作成等その多くを立法府の裁量に委ねてよい。
- ・ 「健全財政主義」は憲法上の原則でないため、特例法制定により赤字国債の発行が可能であるが、憲法によりその発行を縛ることはできず、財政構造改革法のような法律による縛りもなかなか難しい。

#### 3. 予算制度

- ・ 予算の役割は、主として支出授權と債務負担の授權にある。
- ・ 健全な財政を確保するためには、1年を単位として、毎年度歳入歳出予算を編成し国会が議決する予算単年度主義を原則にすることが必要である。
- ・ 会計年度独立主義は、憲法が直接に命ずるところではないが、歳出と歳入とを対応させた財政統制ができなくなるような運用は、予算制度の根幹を揺るがすものとして許されるべきではない。
- ・ 「予算単年度主義の弊害」は、予算の繰越しが難しいことに起因するが、繰越明許費とは別に、歳出予算の一定割合については、財務大臣の承認を要せずに、繰り越すことを認める制度を導入すべきではないか。
- ・ 予算編成時に既に必要性が予見されるのに、その執行の発動を予備費の形式で内閣に委ねることは、憲法の規定する予備費制度の範囲を逸脱することから問題である。ただ、景気対策公共事業費のような一定の条件の下、用途を緩やかに特定した費目を設けることは、許されるのではないか。

#### 4. 予算不成立の事態に対する制度

- ・ 前年度予算施行を排除する一方、非常措置の規定を設けないことが、予算成立への協力を促す「予

算審議促進機能」を果たしている。ただ、実際上の必要から、大災害等の緊急事態に対する支出を授權する法律を制定しておくことが必要である。

#### 5. 憲法 89 条

- ・ 憲法学において「公の支配」の解釈努力が積み重ねられているが、89条後段については削除又は改正を検討する必要があると考える。

#### 6. 会計検査院等

- ・ 国会以外の財政統制機関としては、行政自身、会計検査院、裁判所等による統制が考えられるが、各省庁内部の内部監査組織は、組織ぐるみの不適正処理についてはうまく機能しないと推測される。
- ・ 検査報告の提出を内閣経由としている90条1項にかんがみると、憲法は、会計検査院を国会の付属機関とすることは想定していないと考える。
- ・ 会計検査院も、3年ないし5年ごとに外部監査を受ける必要がある
- ・ 会計検査院の権限につき、裁判的役割をより強化する場合には、そのような権限を憲法上明示する必要があるかもしれない。
- ・ 裁判所による統制としては、地方公共団体の住民訴訟に相当する国民訴訟が検討に値するが、濫訴の危険や公務員の萎縮効果に注意する必要がある。

#### 7. おわりに

- ・ 国会自身も財政統制の制度的在り方を継続的に検討し、報告書を公表する努力をするよう期待する。

### 広井良典参考人の意見陳述の概要

#### 1. 日本の社会保障の特徴

- ・ 社会保障は、その国の社会構造、価値観、文化、歴史等を色濃く反映するものである。
- ・ 日本の社会保障の国際的にみた特徴としては、規模が小さく、内容的には年金の比重が大きいのにに対して福祉の比重が小さく、財源は社会保険中心となっている。財源については、保険と税が渾然一体として投入され、複雑で分かりにくいものとなっている。
- ・ 日本の社会保障給付が“低くてすんだ”理由は、(a)カイヤと(核)家族による“見えない社会保障(インフォーマルな社会保障)”、(b)“公共事業型社会保障”が存在していたからである。

#### 2. 社会保障の国際比較

分類	特徴	例	基本原理
(A) 普遍主義モデル	大きな社会保障給付 全住民対象 財源は税中心	北欧	「公助」
(B) 社会保険モデル	拠出に応じた給付 被雇用者中心 財源は社会保険中心	独仏	「共助」
(C) 市場型モデル	最低限の公的介入 民間保険中心 自立自助やボランティア	米	「自助」

- ・ 日本は、(B)から出発し、その後(A)の要素も取り入れるが、他方、社会保障の規模から見れば(C)に近い、折衷ないし混合型である。近年はこれら各国の制度が相互に接近している。

### 3. 社会保障の価値原理

- ・「自由」を“将来の選択肢の幅”と理解し、「平等」を“機会(チャンス)の平等”と理解すれば、自由と平等は、相重なる概念となる。
- ・社会保障の基本理念は、この意味での「自由」を保障することであり、憲法13条が保障する個人の「自由」(=自己実現の機会)を制度的に保障するものである。

### 4. これからの社会保障の方向

- ・日本の社会保障は、基本的には強化が必要であるが、低成長下にあっては、医療・福祉は厚く、年金は私的なものを拡大するという「医療・福祉重点型」が妥当である。なぜなら、医療・福祉は、年金よりリスクの予測が困難で個人差も大きいいため、公的保障の必要性が大きいからである。
- ・高齢化が進展して抛出と負担を均衡させるという保険原理がなじみにくい層が増加するため、今後、税の比重が拡大することになる。基礎年金、高齢者医療、介護、福祉、子ども関係は、税中心とすべきである。
- ・検討されるべき税財源として、(a)消費税、(b)個人のチャンスの平等の観点から相続税、(c)社会保障(福祉)と環境が両立する「持続可能な福祉国家/福祉社会」の追求という観点から環境税が挙げられる。

### 5. 若干のまとめ

- ・社会保障の具体的な設計については、必ずしも、憲法が一義的な回答を与えるものではない。
- ・社会構造の大きな変化の中で、「自由と平等」、「公共性」の担い手としての国家の役割、「公私」の役割分担の在り方、環境と調和した社会システム等の観点から社会保障の再検討が求められている。
- ・経済が成熟化し、「個人」が社会の基本的な活動単位となっていく時代には、社会保障を中心とする公的部門の役割は相対的に大きくならざるを得ない。その中で、環境との調和も視野に入れつつ、「持続可能な福祉国家/福祉社会」ともいふべき姿を追求していくことが基本的な課題である。

#### 確井光明参考人及び広井良典参考人に対する質疑の概要

#### 永岡洋治君(自民)

< 確井参考人に対して >

- ・(a)財務省の査定硬直化、(b)年度末の無理な予算消化、(c)補正予算により実質上年度をまたがる予算を組んでいることから、複数年度予算を考える必要があると考えるが、米国のPPBS(Planning Programming Budgeting System)のように、5カ年程度の実行計画を作成し、単年度ごとに消化していくという制度を考えていく必要があるのではないかと。
- ・89条後段について、私学助成を明示的に許容するよりも、現行憲法の方が緊張感があるという見解からは、どのように改正すればよいと考えるか。

< 広井参考人に対して >

- ・社会保障の枠組みを考えるに当たって、政治に求められる「価値の選択」の具体的な内容は何か。
- ・社会保障財源として挙げられた消費税、相続税、

環境税と社会保障との関連性は薄いと考えられることから、これらを福祉目的とすることについての国民的コンセンサスを得ることは難しいと思われるが、どのようにしたら説得できると考えるか。

#### 玄葉光一郎君(民主)

< 広井参考人に対して >

- ・年金の政府案が通れば50年から100年は安心だという政府の説明と、今回の法案が通った後、首相が年金の一元化について議論をしようとしているのは矛盾していると思うが、いかがか。
- ・社会保障について、憲法にさらに規定を設けるべきか。

< 確井参考人に対して >

- ・我が国の予算制度は特に複雑であり、一般会計、特別会計等を統合した連結予算を示していくことが、国民の理解・議論のためにも、財政硬直化解決のためにも必要であると思うが、いかがか。
- ・参考人の見解は、憲法上、予算単年度主義を放棄することはできないが、管理の手法として複数年度予算を導入することは可能であるということと理解したが、それでよいか。

#### 斉藤鉄夫君(公明)

< 確井参考人に対して >

- ・課税と憲法の関係について見解を伺いたい。
- ・義務教育費国庫負担制度との関連で、地方分権の時代における教育に対する国と地方の責任の在り方について見解を伺いたい。

< 広井参考人に対して >

- ・参考人の「ふたつの対立軸 - 富の成長と分配」についての見解を伺いたい。
- ・国民負担率について、(a)我が国の現状、(b)諸外国との比較、(c)将来許される水準に関して見解を伺いたい。

#### 山口富男君(共産)

< 確井参考人に対して >

- ・財政の規定は、統治機構論だけではなく、人権に関わるものとも考えるか。
- ・憲法が予算単年度主義をとっているのは、戦前の戦費調達の中で国家財政が破綻に導かれたという歴史を念頭に置いているためであると考えてよいか。

< 広井参考人に対して >

- ・25条は社会保障等について国の責任を定めたところにポイントがあると思うが、同条についての評価を伺いたい。
- ・参考人はあるべき基礎年金の水準として16~17万円程度を提言しているが、現行の基礎年金の支給水準はこれに遠く及ばない。最低限度の生活を保障する25条から抜本的な対策が必要と考えるが、いかがか。
- ・社会保障財源の目的税として消費税を充てることは、逆進性の問題があるので、反対である。我が国において企業の税負担が低いことについての見解を伺いたい。

#### 土井たか子君(社民)

< 両参考人に対して >

- ・我が国の教育の水準は高く、定評があるところであるが、義務教育費の国庫負担の一般財源化による教育分野における地方の創意工夫と、教育水準の確保との調和について、どのように考えるか。
- ・公務員の給与等についての人事院勧告は、公務

公聴会は、5月12日(水)及び13日(木)午前9時から開催されます。

員の労働基本権が制限されていることの代償措置として位置付けられるが、厳しい財政状況を受けて給与等の引下げが勧告されていることを踏まえ、公務員の労働基本権の保障と人事院勧告の在り方について、見解を伺いたい。

< 碓井参考人に対して >

- ・ 26 条 1 項の趣旨からも、私学助成は 89 条に違反しておらず、法律で私学助成ができることをはっきりさせるべきであると考えますが、いかがか。

**森山 眞弓君(自民)**

< 広井参考人に対して >

- ・ 1960 年代、スウェーデンに行き、「福祉国家」としての有り様に触れたが、なぜ、スウェーデンは行き届いた福祉が実現できたのに、当時のスウェーデンのように豊かになった日本が社会保障の在り方に悩んでいるのか。
- ・ 1990 年代に行われたスウェーデンにおける年金制度の改革について、どのように評価するか。

**津村 啓介君(民主)**

< 碓井参考人に対して >

- ・ 参考人は、憲法に「寿命」や「耐用年数」があるか。また、何年くらいで社会が憲法に改正を迫ると考えるか。
- ・ 憲法を改正するに当たっては、この先 100 年を見据えた我が国の大きなテーマを掲げるべきである。国際金融マーケットとしての我が国は、海外に対してメッセージを送るため、憲法に健全財政主義を明記すべきと考えるが、法技術的な観点から見解を伺いたい。

**岩永 肇一君(自民)**

< 碓井参考人に対して >

- ・ 各省庁や総務省が政策評価を行い、会計検査院が有効性・効率性の観点から検査を行う現行制度は、屋上屋とも考えられるが、国会、行政府、会計検査院がそれぞれどのように政策評価に関わるべきであるか。

< 広井参考人に対して >

- ・ 国民年金の保険料の納付率が落ち込んでいる原因は何か。また、未納を解消するために何をすべきと考えるか。
- ・ 広井参考人は、福祉国家モデルを、(A) 普遍主義モデル、(B) 社会保険モデル、(C) 市場型モデルの三つに分類するが、我が国はどのモデルに分類されるか。また、どの方向を目指すべきと考えるか。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。  
**(衆議院会議録議事情報)**  
[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)  
**(国立国会図書館)**  
<http://kokkai.ndl.go.jp/>

**意見窓口「憲法のひろば」**

平成 12 年 2 月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

**これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳**

- ・ 受付意見総数：2337 件 ( 4 / 1 現在 )
- ・ 媒体別内訳

葉書	1412	封書	445
F A X	305	E-mail	175

- ・ 分野別内訳

前文	211	天皇	85
戦争放棄	1559	権利・義務	58
国会	37	内閣	35
司法	13	財政	13
地方自治	11	改正規定	17
最高法規	9	その他	1318

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

**【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】**

FAX 03 - 3581 - 5875  
 E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp  
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町 1 - 7 - 1  
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係  
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

**今後の開会予定**

日付	開会時刻	会議の内容
4.8 (木)	午前 9:00	憲法調査会 ( 参考人出頭要求決議、小委員長からの報告聴取及び自由討議 )
4.15 (木)	午前 9:00	憲法調査会 ( 参考人質疑 ) [ テーマ ] 科学技術の進歩と憲法 参考人候補者： 木村利人君 ( 元早稲田大学教授・早稲田大学国際バイオエシックス・バイオ法研究所元所長 )
4.22 (木)	午前 9:00	安保国際小委 [ テーマ ] 地域安全保障 ( 憲法の視点からの F T A 問題の調査を含む ) 参考人につきましては、現在、調整中です。
	午後 2:00	最高法規小委 [ テーマ ] 憲法と国際法 ( 特に、人権の国際的保障 ) 参考人につきましては、現在、調整中です。

諸般の事情により変更される可能性があります。

**公聴会は、5月12日(水)及び13日(木)午前9時から開催されます。**